

件名	精神科病院の任意入院者の症状等の報告に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	健康増進課
根拠法令等	精神保及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号） 精神保及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）
<p>【改正の概要】</p> <p>「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」が一部改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、次の条例を改正する。</p> <p>【改正条例】</p> <p>①精神科病院の任意入院者の症状等の報告に関する条例 ②職員の特殊勤務手当等に関する条例 ③愛媛県事務処理の特例に関する条例</p> <p>【改正内容】</p> <p>①精神科病院の任意入院者の症状等の報告に関する条例 法改正により精神科病院における虐待防止措置が新たに義務化されたことによる報告対象者（精神科病院の管理者）の追加を行うとともに、省令改正による報告項目の削除（生活歴及び現病歴・過去12月間の外泊の状況）を行う。</p> <p>②職員の特殊勤務手当等に関する条例 法改正により次の業務が「指導」ではなく「援助」となったことに伴う文言修正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第1項の規定に基づく 相談指導業務 ➡ 相談援助業務 <p>③愛媛県事務処理の特例に関する条例 法改正に伴う条ずれに対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表（第2条関係）17（1） 法第33条の7第1項 ➡ 法第33条の6第1項 	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p>	